

独立行政法人日本学術振興会平成23年度
先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務
に関する報告書に付する文部科学大臣の
意見

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年12月13日法律第159号）
附則第2条の7第2項の規定に基づき、平成23年度先端研究助成業務及び研
究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりで
ある。

平成24年11月

文 部 科 学 大 臣

平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見

平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意して実施されたものであると認められる。

I 先端研究助成業務

- ① 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）においては、総合科学技術会議が決定した運用方針に沿って文部科学省が策定した「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に係る運用基本方針に則った取扱要領等関係規程に基づき、助成事業を実施した。
- ② 平成22年度の執行状況については、振興会に提出された実施状況報告書の確認とともに、執行状況に応じて現地調査が行われた。
- ③ 先端研究助成基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。
なお、総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議において、「平成23年度に係る先端研究助成基金の管理・運用状況のフォローアップ」が実施され、振興会による先端研究助成基金の管理・運用状況について確認いただいている。

II 研究者海外派遣業務

- ① 振興会においては、研究者海外派遣基金助成金の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」及び「優秀若手研究者海外派遣事業」に係る取扱要領等関係規程に基づき、派遣業務を実施した。
- ② 「優秀若手研究者海外派遣事業」においては、派遣を終了した常勤研究者等について、順次、助成金の額の確定が行われた。
- ③ 研究者海外派遣基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。

なお、昨今、「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の一部の研究課題に係る研究者による経費執行及び研究活動に疑義を生じさせる事案が発生していることに関し、振興会は研究支援担当機関あるいは当該研究者の所属している研究機関に対し報告を求めるなど、調査を行っているところである。振興会においては、総合科学技術会議における方針も踏まえ、当該調査結果に基づき速やかな対応を行うこととする。